

第七章 ドッジ・ラインの推進期

一、経済九原則の実施

「長い、けわしい途が前途に横わつてゐるけれども、日本人がこの途を旅行するために乗らねばならぬ車は大体修理され、またこの旅行へのスタートは順調にきられたのであつた」——これはドッジ・ラインによる安定がある程度もたらされた段階におけるドッジ氏の述懐であるが、その安定に達するまでの一年間は、経済界にとつては戦後はじめて経験する荒療治の期間であつた。

その荒療治の予告はすでに昭和二十三年七月、総司令部が芦田内閣に与えた「経済安定十原則」によつてなされてゐた。これはのちの「経済安定九原則」と同じようなきびしい内容を持つたものであつたが、芦田内閣はこれを自らの施策として発表はしたもの、それを実施する熱意も能力もないままに、汚職問題で、同年十月退陣してしまつた。ついで十一月『企業三原則』が、ヘブラー労働課長によつて政府にもたらされた。これは二十三年の年末労働闘争において、炭労・電産が賃上げを目指して波状ストを行おうとしていた時、突如示されたものであつたが、その内容は次のように、経済九原則の精神と一脉相通ずるものであつた。

一、賃金引上げのために産業を補助する臨時費は、何らか新しい歳入財源が見出された場合に限り、これを支出することができる。

二、賃金引上げによって生じた赤字を補填するために、産業に融資することは許されない。

三、一般物価水準の引上げを招くような賃金引上げは許されない。

そしてこの原則の前文において「これらの原則はすでに表明された均衡予算堅持の政策と関連するものである」と述べ、この三原則が、さきに示された十原則を受けた実施面での措置であることを指摘している。十原則はこれによつて単なるお題目ではなかつたことが分つたのであつた。この三原則は十一月四日政府と労使双方の代表との会見の席でヘブラー労働課長から明かにされたが、組合側は十日から波状ストに入った。そして十二日、政府は「スト中の石炭企業に対して一切の復金融資を停止するよう」指示を受け、その指示は十五日から実施された。

このような過程を経て、十二月十八日經濟九原則が発表され、炭鉱をはじめ電産・海員・全鉱連・全織など各組合のストはヘブラー労働課長の勧告によつて年内に相次いで中止された。

經濟安定九原則が出されねばならなかつた理由は総司令部発表の前文によつて明かにされている。それによると、

一、經濟の安定は日本の經濟復興を確実に継続せしめ、またアメリカの国費を最も効果的に使うために最も緊急を要する必要条件である。

一、二十三年度において日本の工業生産は著しく回復した。十一月の生産量は昭和五十九年平均の六割二分に達し、前年より四割七分増加している。また二十三年度の輸出は二億六千万ドル、前年より四割七分の増加

になるものと予想されている。

一、このように生産、貿易が回復している半面、物価の騰貴とインフレの昂進はやまず、消費物価水準と通貨発行額は十一月までのまる一年間に六割を増加している。

一、このようにインフレが一般的となり、かつ継続すれば、それが日本の経済回復を阻害する力となり、また一方せつかく今までに達成した回復も消滅する危険がある。

一、そこで日本政府はもつと断固たる強力な措置をとらねばならぬ。その方策は、通貨を安定し、健全な為替相場を設定し、予算の均衡を実現し、全般的にみて貨幣制度に対する世人の信頼を維持することである。

こうした安定方策は、アメリカの経済協力法による経済援助を受けている国ではすでに実施されていたところであり、現に西独では日本に九原則が示される六カ月前、即ち二十三年六月に実施されたのであった。米国議会で承認された一九四八—四九会計年度分の経済再建用資材は、昭和二十四年一月ごろから日本に到着することになつていたが、その資材が浪費されずに真に再建に役立つためには、どうしてもインフレを強力に安定させる必要があつたのである。しかも十原則の場合にみられるように、日本政府に対する「説得」ではもはや効果がなかつたので、ついに「指令」の形となつたのである。その総司令部指令は、また米国政府から総司令官あての「日本における財政、通貨、物価、賃金等の安定を達成し、また生産および輸出を最大限に増加するために必要とみられる諸対策を即時実施することを日本政府に指令するよう」との指示に基いて発せられたのである。安定

一、経済九原則の実施

方策については総司令部自身も一挙安定にまで踏みきることが出来なかつたのを、米国政府が拍車をかけたという格好であつた。

九原則を並べてみると次の通りである

- 一、極力経費の節減を図り、総予算の均衡を図ること
- 二、徵税計画を促進強化し、脱税者に対する刑事訴追を速かに強力に行うこと
- 三、信用の拡張は、經濟復興に役立つための計画に対するほかは、厳重制限すること
- 四、賃金安定を実現するための計画をたてること
- 五、物価統制を強化、拡張すること
- 六、外国貿易統制事務を改善し、また外國為替統制を強化すること
- 七、輸出増加の見地から資材の割当配給を一層効果的にすること
- 八、重要国産原料および製品を増産すること
- 九、食糧集荷計画を一層効果的にすること

そして最後に「以上の計画は單一為替レートの設定を早期に実現させる途を開くために、ぜひとも実施されねばならぬものである」と单一レート設定の急務であることを示唆している。

このようなきびしい安定方策が日本政府によつて円滑に進められるかどうかという不安がないでもなかつた。

生活水準はすでに極度に低下しているし、その上に一層嚴重な貨金統制が加えられ、組合活動が侵害されることが予想されたからであつた。しかし結果において九原則は一応経済安定の目的を果したが、その要因としてフィアリ氏著「日本占領」は次の四点をあげている。

一、九原則発表後一ヶ月のちに行われた一月選挙において民自党が過半数を占め、二月十六日第三次吉田内閣が成立したが、この政府は戦後はじめて国会において政府提出法案を通過させる力をそなえた。

二、新政府はその自由放任主義的な性格、氣質、政治的背景にも拘らず、九原則の推進を決意した。それはこの安定計画によらねば事態を解決することが出来ないと思われたことと、いま一つはこの計画が「指令」によつているだけに、その不人気的な点について政府自身の責任が比較的軽かつたことによる。

三、計画をくつがえそうとした共産党の戦術が、総司令部と政府の強力な行動によつて失敗した。

四、ドイツの通貨改革を成功させたジョセフ・M・ドツジ氏がマッカーサー元帥の財政顧問に就任し、適切な助言によつて計画を指導した。

いずれにしても、この九原則によつて「復興か、安定か」の議論には終止符がうたれ、きびしい安定への路線が敷かれたのである。

一、経済九原則の実施

二、「九原則」に声明と要望

経済安定九原則の発表は財界に大きな衝撃を与えた。その内容はさきの十原則と大差ないものであつたとはいひ、十原則が表面的には日本政府の自主的な政策として発表され、それだけに財界に対する迫力もなかつたのに反して、九原則は直接「指令」の形で押しつけられたものであつただけに、財界としても先ず大きな威圧を感じたのであつた。しかも企業三原則（これも表面には政府の態度として表明され、ヘプラー労働課長がこの政府の方針を指示したという形で現われた）によつて、従来のように漫然と赤字融資に頼るという安易な行き方が急速に阻止されて來ていた矢先であつたから、より広範なきびしい施策の羅列である九原則は、財界に潜在的に培われていた一種のインフレ依存感を根こそぎやすぶつたのであつた。しかし財界もインフレ政策はいづれは釘をさされねばならないものであり、安定方策は如何につらいものであつても經濟再建のためにどうしてもくぐらねばならぬ関所であることは分つていたのだから、九原則の発表に対して財界が、「来るべきものがついに来た。来た以上はいさきよくこの苦い薬を飲もう」といつた気持を一面抱いていたことも事実である。

諸井貫一は「もう結論は一致しているのだから、これを行う強力な政治力が必要だ」と言い、また永野重雄は「ずるずるに何か忘れていたものへ、きびしい警告が与えられたようなものだ。アメリカの援助なしにやつていけないことを自覚すれば、統制によつて援助物資がムダなところへ流れないような措置をとるのも当然だ

といつた感想をもらしていた。諸井はまた「恐慌といつても十分に準備さえ整えてかかれば、たいした影響はないはずだ」ともいつていた。

経済同友会では十二月二十三日、急いで経済政策審議会を召集した。この審議会はあとで述べるように十月の幹事会で決定した機構改革の結果、従来の経済調査会を発展的に改組強化した機関である。審議会で検討の末、同友会として九原則に対しとりあえず意志表示することを決め、工藤代表幹事が案文を練つたうえ二十五日「九原則に関する声明」として発表した。

「声明」はまず、九原則がさきの「十原則を当然自主的に実行すべくしてなし得なかつたわが政界・官界・財界・労働界に対する一大警鐘である」と受取り、「万難を排して自力再建の決意を固むべきである」と財界・政界の奮起をのぞんでいる。次いで「声明」は具体的に各界のとるべき態度を次の通りあげている。

一、総選挙にのぞむ政党は、九原則を具体化する政策で争うべきである。

二、政府は従来の経済政策、統制方式を徹底的に切りかえ、特に企業整備に伴う失業対策に全力を注ぐべきである。また各省の行政整理・予算節減を実行すべきだ。

三、従来の経済復興長期計画を練り直し、九原則に即応させねばならぬ。

四、労組は初步的な闘争方針を反省し、生産復興に直結する実質賃金向上に戰術を転換すべきである。

五、経営者は安易な行き方を改め、あくまで自力保全、資本の再蓄積の態勢を整えるとともに、経営の民主化に熱意を傾けるべきである。

二、「九原則」に声明と要望

昭和二十四年は九原則の実施に対する財界の異常な緊張のうちに明けた。経済同友会は一月七日の幹事会で早く、九原則に対する態度を議題にのせ、工藤代表幹事から「九原則の各項目の間に矛盾がある。例えば一方に生産増加を要請しながら資金面では信用の拡張を抑えている如きである」と九原則に対する対策の緊要性が強調された。

あたかも二月一日、ロイヤル米国陸軍長官一行とともにドッジ氏が来日した。ロイヤル長官は日本の視察を終えた二月七日談話を発表して、占領地の行政は「健全なる経済の確立」を基本とすること、九原則の実施にはいろいろ困難が伴うだろうが、成功すると信じていること、ドッジ氏がマッカーサー元帥の最高経済顧問となること、健全なる経済を確立することによつて共産党の進出に対抗できることなどを強調した。これによつて九原則の背後にある太い線が明確になつたわけである。

このように九原則がいまや一つの「至上命令」として強力に推進されるであろうことは明かであつたし、財界としてもそのこと自体は決して反対してはいたわけではなく、むしろいまとなつては積極的協力を決意していたのであつたが、それにしてもその具体的な実施の仕方については、実際に生産なり貿易なりを担当しているものとして、いろいろ注文をつけるべきことのあるのは当然のことであつた。経済同友会の経済政策審議会はさきの幹事会における工藤発言を契機として、九原則実施上の矛盾、くいちがいを検討していくが、二月四日の幹事会でその結論を採択、来日中のドッジ氏ならびに総司令部に提出した。

「九原則施行に関する要望」と題されたこの意見書は、先ず九原則に対する原則的な賛意を表したのち、「その

運用如何によつては、不測の経済混乱をかもし、かえつてその根本目的に反する危険が少くない」と述べ、このような危険を生ぜしめ易い基盤的な事情として資本蓄積の貧困と企業の衰弱をあげてゐる。そしてこのような実情において「万一一余りに急激、急テンポの整理が強行されば、そのために不必要な多大の出血をもたらすおそれが甚大であり、ひいては九原則最終の狙いである輸出増進と経済自立の根元である生産力の回復がおぼつかない」ことを指摘し、従つてその実施の指導に当つては「これらの基盤事情に十分の考慮が払われ、日本政府が直線的施策の過誤に陥入らず、緩急よろしきを得るよう」配慮が加えられることを望んでゐる。

さらに「要望」は「懇請事項」として、先ず「九原則実施に対する施策の総合統一について」とりあげ、

一、極度の窮乏と変態状態にある日本経済の現状では、生産増強に重点をおいた発展的、漸進的経済安定政策をとることが最も妥当であると考えられる。

二、金融緊縮政策のもとでは、資材の配給割当があつても資金欠乏のために生産が阻害されるおそれがある。よつて資材の裏づけのある限り、要すれば日銀券を増発してもかかる資金的隘路を開く必要がある。この場合の通貨増発は調整措置であつてインフレ要因にはならないと思う。

三、企業金融方針は生産状勢、財政、租税政策、賃金政策、物価政策と総合統一的に決定せられるべきであつて、輕々に通貨の最高発行高を決めたりして、金融政策のみ独走することは、かんじんの生産を阻害することになると思う。

二、「九原則」に声明と要望

右の三点を強調した。この意見の基調をなすものは金融よりも産業を優先的に考えるという同友会のいわば伝統的な考え方に対応するものである。さらに「要望」は「輸出増進と国際收支改善」「経済自立と国民租税負担の適正化」また「日本経済と国際経済との結びつきの正常化」「貿易関係に対する独禁法の適用除外」など当面の諸問題についても、留意さるべき点を具体的にあげて配慮を促している。

三、ドッジ声明に再び要望

三月一日来日したドッジ氏は、一ヵ月余にわたつて日本経済の現状を分析し検討してきたが、三月七日はじめ内外記者団と会見し声明を発表した。この声明では

一、平価切下げは出来るだけ避けるべきである。

一、单一為替レートは出来るだけ早く実現できるよう考えている。レートの決定は不當に輸入を犠牲にせずして輸出を促進することが根本目的でなければならぬ。

一、真の安定と進歩とは、国家的諸問題を健全な財政通貨政策で処理することに立脚せねばならぬ。

一、政府支出は租税による収入源を限度としなければならぬ。

一、一般経済安定の基本的要件は必ず貨金の安定である。

一、輸出を実質的に促進するためには国内消費を制限し、海外からの需要者に応ずることを主眼としなければ

ならぬ。

一、実際はアメリカの援助資金と補給金と赤字の増加を現わすにすぎない生産指数の増加や輸出増加を誇示することは恩の骨頂である。

右のような諸点が指摘され、最後は次のように結んでいる。

「アメリカが要求し日本が必要とすることは対日援助を終らせることと、日本の自立のためへの国内建設的な行動である。私の信ずるところでは、日本は目下きびしい経済を余儀なくされている。しかし現在行われている国内的な方針、政策は合理的でもないし現実的でもない、すなわち日本の経済は両足を地につけていないで竹馬にのつているようなものだ。竹馬の片足はアメリカの援助、他方は国内的な補助金の機構である。竹馬の足をあまり高くし過ぎると転んで首を折る危険がある。いま直ちにそれを縮めることが必要である。つづけて外国の援助を仰ぎ補助金を増大し物価を引上げることはインフレの激化を来すのみならず、国家を自滅に導くおそれがある。」

日本経済の現状を竹馬にたとえ、大地に足をつけたしつかりした姿に早くなることを説いたのであつた。こうした考え方は銀行家であるドッジ氏としては当然のことであり、現に同氏著の「銀行経営のあり方について」でも「インフレーションの二つの主要源泉およびその流出口は、国家財政の赤字と銀行信用の無暴な拡張である。

三、ドッジ声明に再び要望

その何れか一方あるいは双方の結合がインフレーションの源泉となるのである。インフレーションはその一方の口を閉じながら他方の口を開けておいて防止出来るものではない」と書いている。このような考え方を信条としているデトロイト銀行頭取ドッジ氏が、インフレの源泉である二つの口を開け放しにしていた日本経済を目の前にみて、「竹馬経済」を警告したのはもつともなことであつた。

ドッジ声明は予想された以上のきびしい線のものであつただけに、財界をおどろかせた。九原則では「経済の安定」を骨格としつつも、一方で「生産の増強」が謳われていたのであるが、ドッジ声明では、竹馬にのつた経済で生産指数の向上を誇るのは愚かなことだとしているのである。結局、ドッジ声明では「復興」はあるまり抹殺されて「安定」一本を狙いとしていることが分つたわけである。

経済同友会はこの声明があつた三月七日の午后、経済安定本部政務次官中川以良氏を会員懇談会に招いて、ドッジ声明の真意をきいたが、その席上、中川氏は「先般の池田蔵相とドッジ氏との会談によると予算編成に対するドッジ氏の考え方は安定第一で、政府が考へてゐる復興五カ年計画による統制インフレの線とはかなりへだたりがある。二十四年度の生産目標である石炭四千二百万トン、鉄鋼八十万トンの達成も困難となろう。悪くいけば日本経済は崩壊することになるかも知れぬ」と述べ、ドッジ氏の認識を改めさせるために財界の世論を昂揚させることを望んだ。

そこで同友会では八日の経済政策審議会で工藤代表幹事はじめ安藤清太郎、今井一、竹内俊一、高見重義、伊

集院虎一、永井仙吉、郷司浩平の各委員それに高橋亀吉、高宮晋の両氏も加わり検討した結果、再び要望書を出すことになり、九日の臨時幹事会で「ディスインフレーション政策につき政府に対する要望」を採択、十二日發表した。

この「要望」では、ドッジ安定方策のもとにおいても「ディスインフレーション政策の範囲において（許される）最大限の生産機能を發揮し得る」ような「機宜の措置」を政府がとつてくれることが強調されており、次の諸点が指摘されている。

一、財政金融の形式的健全化を急ぐのあまり、いやしくも生産金融を先走つて圧迫するような過誤を犯さないようにされたい。

二、関係方面への説明、資料提供を十分にして政策の根本目的に反するような方策を決定することのないよう努められたい。

三、安定自立必要な通貨量を測定するに当つては、現在の通貨量が過少であることをよく吟味されたい。

四、健全金融の実行は漸進的にし、企業が自立態勢を整える時間的余裕を与えられたい。

五、いまの生産力を維持するに必要な設備を保つたためにも長期資金が必要であるが、そのために復金資力の充実を図られたい。

六、物価構成を再検討してその合理化を図られたい。

七、与えられた通貨量を最大限に活用すため退廃紙幣の預貯金化と証券化について緊急措置をとられたい。

三、ドッジ声明に再び要望

この要望書には、その考え方の根底をなす実情のつかみ方が、「日本経済の現状に対する我々の見解」として附されているが、ここでは、通貨量が過少であるとする理由、企業の資金需要の特異性、急激な安定政策がどうして危険であるかという理由、価格構成がどういうふうに不合理になつていてかなどについて詳細説明されている。

四、非常金融措置を提言

前項の要望は「ディスインフレーション政策」に対するものとなつてゐるが、ドッジ安定政策は決してディスインフレ政策ではなく、明かにデフレ政策であつた。吉野俊彦氏によると——日本銀行がディスインフレ政策をとつたのは事実であるが、それはドッジ・ラインをそのままやれば非常なデフレになるので、その緩和のためにとられた政策である。ドッジ・ラインそのものは、財政を黒字に、日銀の持つてゐる国債を償還させ、それによつて通貨を減らし、そしてヤミ価格を公定価格の線まで引下げ、そして単一為替相場を維持しようとしたデフレ政策であつた——としている。しかし同友会が右の要望を出した時は、いまだドッジ氏の指導と勧告になる昭和二十四年度予算案が出ていなかつた。従つて同友会はドッジ政策を目して、インフレの進行を止め物価のそれ以上の騰貴を止めようとするディスインフレ政策ぐらいに思つていたのであろう。相当きびしい線は勿論覚悟していたであろうけれども、均衡財政以上の黒字財政が打ち出されよう今まで思ひおよばなかつたのにちがいな

い。あの要望書の標題における錯誤は、かえつてドッジ・ラインというものがいかにきびしい意想外のものであつたかを如実に物語るものとして、注目されるべきであろう。今までのインフレ政策は、九十度の転換によるデイスインフレでなくして、百八十度の転回によるデフレ政策に打つて變つたのであつた。

その百八十度転回のデフレ政策が具現された昭和二十四年度予算はどんな性格を持つたものであつたか。先ずそれは一般会計、特別会計を通ずる收支均衡を狙うという画期的な黒字予算であつた。当初予算においては、一般・特別両会計を通じて約一千四百億円位の黒字が予定された。またそれは新規公債の発行を見合わせただけでなく、逆に積極的に日銀保有の国債を償還することによつて通貨の収縮を図ろうとした。さらに対日援助物資見返資金が從来、輸出入補給金として漫然とばらまかれていたのを改め、新たに見返資金特別会計を設けて、政府債務の償還、長期産業資金などに効率的に使用されることになり、この特別会計に千七百五十億円が積立てられた。また価格調整補給金も二千二十二億円を最高のワクとして、漸減方針が明かにされた。このようにして財政面からするデフレ政策が打ち出されたのであつたが、差当つて何よりも産業界に打撃を与えたのは、政府機関の収支均衡を図るという方針の一環として、復金債発行による融資の停止措置であつた。事実復金は昭和二十三年度には七百二十五億円の貸出を追加したのであつたが、二十四年度中には逆に百十九億五千万円を回収超過したのであつた。

このような性格を持つ予算案は三月二十四日に内示され四月四日国会に提出されたが、成立の見通しのついた十五日、ドッジ氏は声明を発表し、次のように強調した。

四、非常金融措置を提言

「均衡予算の確立と実施は九原則の第一要件である。それは日本の経済的再建をさらに進めてゆく上の強固な土台をすえるためにも、また日本経済の利益を目的として与えられるアメリカの経費を有効に使用するためにも、根本的に必要なことである。」「おどろくべきことには、日本国民は自分の国の本当の状態をまるで気にかけていないとしか思えないのである。日本国民は自分の手で貰える以上の生活をつづけてきた。日本政府は次から次へと経費支出の要求に応じ、一度ならず所得の各源泉を費い果そうとする傾向を全体的に持つていた。しかもこの経費支出のうち大部分のものは生産的な用途に振りむけられなかつたのである。」

またドッジ氏はこの声明で、補給金制度と見返資金について次のように述べた。

「補給金制度を広く適用することは異常な措置であり、決して好ましい方法ではない。これは架空で不自然な価格関係を生み出すばかりでなく、さらにその結果は実際の数字の示す以上に高くつくものである。補給金に振りむけられる税収入はまず第一に徴税費に食われる。ついで政府の行政上の経費や関係業務を取扱う一切の公団や政府機関の運営費に食われ、その残りがやつと食糧や資材、製品に振りむけられる。だから消費者たる納税者は補給金のために納めた税金については、その一部だけの割戻しを受けることになる。」

「本会計年度に受領を予想されるアメリカ対日援助の総額に相当する額が本年初めて予算に見返資金として組込まれた。見返資金の使用は最高司令官の管理下におかれる。これは今後日本経済の発展に寄与する強力な財政的手段である。」

前の引用は補給金の不健全性をドッジ氏らしい合理主義で説いたものであり、あとのそれは見返資金の性格を明確にしたものである。とくに見返資金については、当時の国際收支からみてアメリカの援助物資分だけ輸入超過であり、その分に見合う円だけは通貨の収縮となるのが常道であるにも拘らず、逆に貿易資金特別会計からは日銀から借り入れてまでも資金を補給金の形でばらまいていたことに対しても拘らず、これを改めるべく「強力な財政的手段」を用意したのであつた。

デフレ政策推進の方向は決つた。しかし現実に足もとに火のついている産業界の金詰りは、そのままに放任されるには余りにも深刻であつた。それは基幹産業の倒壊から信用機構の麻痺にまで発展すまじきものでもあつた。そこで経済同友会は四月一日、経済政策審議会を開き「新政策と過渡的金融空白に処する緊急措置の要望」を決定、幹事会の議を経るいとまもなく、これを即日発表した。

「要望」は先ず「こんどの政策は企業界がこれまでその運営のあるいは目安とし、あるいは資金的動脈の一としてきたものを一応御破算する結果となつたが、これに伴い直ちに起る緊急課題は、その代りに如何なる目安が与えられ、政策急転回のつなぎを如何にするかなどの善後措置である」として、政府の方針明示を迫るとともに、窮屈の事情を訴えたものであつた。

要するに復金融資が四月一日から突然停止されることになつた結果、

一、基幹産業その他企業の少からぬものは、融資総額について復金の正式認許を得て、その分割融資によつて

四、非常金融措置を提言

建設事業を進行させつつあるが、四月以降の資金手当が不明になつた。

一、復金から融資の内示を受けて復興計画を進めつた企業が、資金的よりどころを失つた。これはひいては取引の渋滞、経理の困難を加えることになる。

一、人員整理、設備の補修など企業合理化について資金的目途がつかなくなつた。

このような産業資金の窮屈の結果、ひいては財政収入の激減を招き、二十四年度健全財政予算そのものの実行も危ぶまれることになることを「要望」は指摘している。

その後、前記のように四月十五日にはドッジ氏の予算に関する声明が出され、四月二十日には本予算が国会で成立した。昭和二十四年度デフレ予算がいよいよ動き出し、復金融資も予定通り停止された。また引続いて四月二十三日には「一ドル三百六十円の单一レートを設定し四月二十五日から実施する」旨の発表があつた。このレートは多少円安であつたとはいえ、国内の実効価格をこの線まで下げたところで通貨を安定させようとするものであつただけに、かなりのきびしい合理化を強いるものであつた。

かくて経済同友会はこの段階でいま一度つのる資金窮屈の実情を率直に強調して、緊急対策の実施を政府に迫ることになり、四月二十六日の新年度第一回幹事会で「非常金融措置に関する決議」案を採択、即日関係方面に提出した。

「決議」は冒頭の部分で

「ここ数週間のうちに効果的な資金打通の措置が講ぜられないならば、経済界は由々しき破局におそれ、その復帰には多大の費用と時間との空費を要することとなるであろう。その結果生産は急激に低下して、ただ経済自立そのものを著しくおくれさせるのみならず、ひいては歳入著減により健全財政を破綻に陥れ、あるいは国民貯蓄力の減退により資金計画を画餅に帰せしめ、あるいは賃金不払などの拡大によつて社会不安を激成するなど、経済安定の基本目的を根底からくつがえすおそれが甚大であることを憂うる」

と強調し、その対策として、日銀からの別ワク資金の放出、見返資金特別会計に肩代りすることを見越しての市銀からのつなぎ融資一の二つの方法による緊急設備資金の即刻融資、および政府支払のおくれに基づく未払勘定の処理を要望した。未払勘定の処理方策として「決議」は、二十三年度政府支払のおくれは本予算成立後一ヶ月以内に完済すること、民間企業間の未払勘定については政府保証のヒモつき融資によつてこれを一掃することなどの具体案を示している。

この「決議」はまた周到にも金詰りの実情を資料として添付しているが、それによると次の通りである。

一、先ず昭和二十四年度第一四半期に貸出を必要とする継続事業資金は、石炭の六十五億円、電力の六十二億円、鉄鋼の十三億円をはじめ合計百六十七億円に達する。

一、政府機関および各産業の未払金は、経済安定本部調べによると、石炭八十六億円、電力六十三億円、化学肥料四十三億円、繊維二十八億円、鉄鋼二十三億円など合計五百二十三億円に達し、そのうち政府関係は運輸

四、非常金融措置を提言

省二十六億円、貿易庁十九億円、通信省四億円、その他四十五億円となつてゐる。政府はじめ各産業が如何に金詰りにあえいでいたかがわかるとともに、急激な安定政策が如何に絶望感を与えたかがうかがえる数字である。

このような要望の趣旨は、ドッジ安定方策にどれだけの影響をもたらしたか。——ドッジ氏は日本經濟がよほどきびしい手術によらねば立ち直らないことを痛感した。しかし銀行家である彼は、急速な安定政策がどういう破壊的な影響を産業界に及ぼすかも知つていた。それは彼のある論文における次の文言においても明かである。

「景気の循環は頂点を下にして立つてゐる円錐体になぞらえればよくわかる。それは底面を上にして立つてゐる。そして契約の量から出来上つており、絶えず高さを増し、膨脹し、次第に大きくなり回転速度を増す。それは二つの要素即ち膨脹する量と加速する運動で合成されている。多額の契約が締結され次第に量を増し、ますます長い期間の契約が出来、ついに今日見られるような巨大な契約の量にまで達する。これが続く限りそれは廻るコマのようなものである。ところが一度その量や速度が落ちはば円錐体はぐらつき倒れてしまう」

好況と破局的なインフレと、前提はかなりちがうとはいゝ、經濟の運行の性格をしつかりつかんでいる人の言ではある。当時の日本經濟のコマは、すでに不規則に頭をふりながら廻っていたのだから、事態はなおさら危険であり、ドッジ氏にもこのことはわかつていた。そこでさきに述べた四月十五日の声明の最後の部分で、彼は

「また他方見返資金の設定によつて、健全で妥当な信用を拡張するとともに必要欠くべからざる資本投下の必要に合致する実質的な手段がここに作り出された」とて、信用政策の彈力性を示唆したのであつた。そして唯一つの安全弁をいわば突破口として、六月ごろから日本銀行の信用拡大政策が意識的に展開され、本来のデフレ政策はデイス・インフレ政策の内容を持つにいたつたわけであつた。しかし金融緩和の政策は徐々に展開されて来たのであつて、その間における財界の働きかけは真剣にしかも根気強く行われたのである。

五、全国組織への発展と機構充実

經濟同友会は昭和二十四年七月二十四日箱根仙石原で、第二回全国代表者会議を開き、全国組織としての機能をいよいよ發揮するとともに、經濟難局のもとその使命のますます重いことを自覚したのであつた、世界景気の後退に基く輸出不振、国内的にはドッジ・ラインの推進による金詰りの激化は、經濟同友会の研究活動、意見活動、ひいては実践活動充実の必要を一段と強くして いたのであるが、そのためには全国にまたがる各地同友会の間に思想の統一、共同研究体制の活用が要請された。そして第二回全国代表者会議は、まさしくその要請にこたえる新しい經濟同友会への第一歩となつたのである。もつともこれより九カ月前、昭和二十三年十一月十五、六両日、大阪および京都で東西同友会の幹部会談が行われ、東京からは工藤代表幹事はじめ水野、今井、東海林、高見、郷司、塩原、永井の各幹事、大阪からは稻畠代表幹事はじめ湯浅、川勝、菅谷、日向、岩井、中川路の

五、全国組織への発展と機構充実

各幹事らが集まつて意見を交換し、これが全国組織としての同友会の発展に一つの基盤となつたことを忘れてはならぬ。

そのような拡大された全国的な経済同友会への発展を危げないものとするためにも、その中核体になつてゐる本部たるべき経済同友会そのものの体制整備、機構充実が先決であつた。そこで経済同友会は、昭和二十三年十月十五日の幹事会で機構整備を行い、これを翌二十四年三月二十八日の第三回定時総会で確認した。

これによると新たに「財務委員」「運営委員会」「経済政策審議会」を設置し、また部会、委員会の改組、新設を行つた。

一、財務委員は財政確立を担当するもので、これには金井寛人、水野成夫、東海林武雄、今里広記、永井仙吉、塩原禎三が委嘱された。

一、運営委員会は、幹事会にのばせる議題の準備、財政の確立、代表幹事の補佐を行うもので、その構成は代表幹事、部会委員長および財務委員からなることとした。

一、部会委員会の整備としては、先ず部会と委員会をまことはなし、部会は金融、産業、貿易の三部会とし、これは幹事の選挙母体として会員はその職能に応じて自動的にいすれかの部会に所属することとした。また研究会と委員会は希望会員が参加して構成するが、先ず研究会では従来の海外経済研究会のほか、従来の経済民主化研究会を廃して新たに経営研究会を設け二研究会とし、委員会は経理、労働、技術、貿易（新設）の四常設委

員会のほか、為替、食糧問題、資本蓄積対策の三特別委員会を新設した。また部会の活動を促進するために副委員長を増員した。

新しい部会、委員会の委員長は次のようになつた（括弧内は副委員長）

金融部会＝堀田庄三（奥村綱雄、酒井杏之助）

産業部会＝大塚万丈（安藤清太郎、井田与七、今里広記、島田謙、中島覚甯、藤本輝夫、水野成夫）

貿易部会＝浅尾新甫（一井保造、今井一）

海外経済研究会＝竹内俊一

経営研究会＝安藤清太郎

経理委員会＝藤本輝夫

労働委員会＝水野成夫

技術委員会＝島田謙

貿易委員会＝高見重義

為替委員会＝伊集院虎一

食糧問題委員会＝正田英三郎

資本蓄積対策委員会＝堀田庄三

ほかに從来からある涉外委員会には委員長に山田忠義、同代理に塩原禎三が當つた。

五、全國組織への発展と機構充実

経済調査会を廃止して新たに経済政策審議会を設けた。その構成員は代表幹事、各部会正副委員長、各委員会委員長、財務委員およびその他役員とし、仕事としては経済政策研究所の管理のほか、各委員会を通じて経済政策を研究調査し必要に応じて特別委員会を設けることが出来る。この審議会で成立した政策意見は幹事会で正式決定することとした。会長は代表幹事のうち一人がこれに当ることとしたが、差当つては工藤昭四郎が委嘱された。

なお「経済政策研究所」は二十四年一月二十一日の幹事会で外郭機構として経済政策の基礎研究を行うために設置したもので、高橋龟吉、高宮晋の両氏らが中心になつていた。

この中で会務の推進および研究調査活動の中核体として運営委員会と経済政策審議会が新設されたことは大いに注目されるべきである。

なお第三回総会後、第一回幹事会（四月二十六日）で工藤、永野両代表幹事の留任が決定し、また第二回幹事会（五月六日）では、部会副委員長制の廃止、制度としての渉外委員会の廃止、貿易部会の貿易運輸部会への改組、為替委員会の廃止などの異動があった。

会の組織、機構はこのように整備されたが内容も充実した。創立当初八十名であつた会員数は、昭和二十四年三月末には五百十三名に達し、地方会員を合せると概算で千百名となつた、同友会は第三回総会で会員の年令別、職階別、職業種別構成についての調査結果を発表したが、その内容は次の通りであつた。

▽年令別||調査人員四五七名

四十六才から五十才までが最も多く一三八名、次いで四十一才から四十五才までが一二〇名、つまり四十一才から五十才までの中堅層が二四八名で全会員の半数以上を占めている。これに次いで五十一才から五十五才までの八六名、三十六才から四十才までの六四名である。

▽職階別||調査人員五一三名

常務級（副社長、専務を含む）が一四一名で最も多く、次いで社長級一〇六名、取締級八七名、その他部長六四名、課長五九名と部課長が一二三名約二割強加入しているのもたのもしい傾向であるといえる。

▽業種別||調査人員四六三名

産業部会所属が圧倒的に多く一八三社、三〇四名、企業数でも、会員数でも六割五分見当を占めているのは注目され、さきに数回指摘したように経済同友会における産業資本的な性格の強さを裏づけるものである。

金融部会所属は三七社、八一名、貿易部会所属は六二社、七八名である。

また当時の地方組織はどうであつたか。先ず関西経済同友会（大阪||代表幹事稻畑太郎）が中心となり、その翼下にある神戸（代表幹事欠員、事務局長磯道一郎）、京都（代表幹事松風憲二）、和歌山（同笠野正幹）、岡山（同中村健）、奈良（同浅田敏章）の各経済同友会を含めて会員数は二百七十名、また九州経済同友会は福岡（同安川寛、会員約七十名）、熊本（代表幹事欠員）の両経済同友会の連合体としてあり、その他東海（同伊藤次郎左衛

五、全國組織への発展と機構充実

門)、東北(同篠原周一)には経済同友会の支部が出来た。また第二回代表者会議までには、このほか静岡、北海道にも経済同友会が生まれた。かくて同友会の全国組織は着々と整えられていつたのである。

創立第三周年を迎えた経済同友会は昭和二十四年五月十八日、丸の内日本工業俱楽部に記念経済講演会を開き、代表幹事工藤昭四郎は「ドッジ・ラインと産業金融」、東京商大教授都留重人氏は「日本經濟再建の焦点」、また朝日新聞論説委員笠信太郎氏は「三つの考え方—英独仏の政治と經濟」と、それぞれ題して講演を行つた。聴衆約三百五十名、大講堂は満員であつた。この講演において工藤代表幹事は「安定政策はあくまでもディスイントフレーションの限界まで行うべきであつて、決してデフレになつてはならない。合理化のために不當に生産を下げるのことのないよう厳につつしまねばならぬ」と叫び多大の感銘を与えた。

かくて七月二十四日箱根仙石原で、第二回全国代表者会議が開かれた。東京から三十一名、大阪から九名、その他福岡、北海道、神戸、東北、奈良、京都、和歌山、静岡からの各代表を合せて、総勢五十三名の代表が参加した。湯浅佑一(大阪)が議長となつて、各地同友会の会勢報告を行つたのち、議事に入り、関西経済同友会提案の「国際貿易の障害除去に関する件」(大阪岩井雄二郎説明)を採択、経済同友会提案の「現下の不況緊急対策に関する件」(東京永野重雄説明)は、神戸経済同友会提案の「経済安定化と産業合理化に関する提案」(神戸磯道一郎説明)の趣旨をも織り込むことにして採択、次いで緊急動議として永野東京代表幹事から経済同友会提案

の「安定政策是正に關する決議」案を説明、これを採択、また大会運営委員会提案の運用方針および活動方針を決定した。

この大会においては、各地代表が一つの心となつて、同じ経営者の立場から問題を論じあつたのが印象的であり、まさに全国組織としての経済同友会の持つ力強さをもり上げたのであつたが、その論ずる焦点は、安定政策の行き過ぎを是正すべしとする一点にかかつっていた。そしてこの空気をそのまま反映したのが「安定政策を正道に戻せ」と題する大会決議であった。

この「決議」は先ず「安定政策の目途は、輸出増大によつて国内のデフレの影響を相殺する立前であつたが、安定施策運営の不適切、その後における世界景気の反動等のため、早くもデフレは深化し、増大すべき輸出は減少して、逆にデフレに拍車する結果となつて、いまやわが経済は正常なる合理化の線を突破して深刻なるデフレ恐慌に翻弄されつつある実情である」と断じ、「歪曲された安定原則を、実態の激変に即応して、再びその本来の目標であるディスインフレの基盤にのせ、日本経済を崩壊の危機から脱出せしめる」との急務である点を強調している。

「決議」は、さらに、そのため「基幹の方策」として、「金融的操縦による生産的有効需要の喚起」と「自主的貿易の促進」をあげ、とくに次のような対策が急いで実施されることを望んだ。

一、均衡予算のワク内で最高限の建設的支出を行うこと。

二、見返資金、預金部資金、復金回収金等を出来るだけ早く産業界に融資するか、あるいはこれを保証にして

五、全国組織への発展と機構充実

民間金融機関から融資されること。

三、ドイツの例にならい、わが国に最惠国待遇を与え、関税重課を避けるよう懇請すること。

四、貿易分野に限り独禁法ならびに事業者団体法の除外を懇請すること。

五、邦商の渡航、邦船の外航、海外における営業の自由等の機会の均等を懇請すること。

六、外国貿易の運賃、保険料につき極力ドル払を節減せしめる措置を懇請すること。

また運用方針および活動方針においては、次のように全国組織としての機能拡充のほか、全国組織の中核としての経済同友会の活動についても改めて方向を与えた。

一、重要問題ないし根本問題に関して共同研究または調査を行う。

一、各同友会幹事中に一名の連絡員を指定し、全国同友会の連絡を強化する。

一、当面の活動目標を不況克服、貿易振興、統制の改廃など、経済自立に関する重要問題の解決策の発見とその推進におく。

一、意見の侵透を図るため経済閣僚、政党政調会幹部、経済官庁幹部、報道関係、総司令部、外国経済団体などを懇談の機会を多く持つ。

一、良識ある民主的労組と協力し、労使関係の正常化を図る。

一、他の経済団体との内面的連絡を強化し、活動の調整を図る。

一、経営補助者の教育活動を積極的に行う。

一、地方同友会はその地方の経済開発に特に留意し、それに関する世論喚起のため中央・地方の協力を一段と強化する。

右のうち外国経済団体との提携は、特に目新しい課題であつたが、これについてはその後間もなく訪米中の塙原幹事の斡旋紹介によつて、同友会と性格を同じくする「米国経営者協会」(A M A)との提携を具体化することが出来、同幹事は八月十九日の幹事会でそのいきさつを報告した。

なお大会の意見として採択された「現下不況緊急対策」は、七月一日の幹事会決定によつて設置された不況対策委員会（工藤、永野両代表幹事はじめ各界にまたがる会員二十九名で構成）で再三検討の結果、結論に到達したもので「第一、経済基本事情の著変とデフレ激化の脅威について」では、安定政策下危機の実相を明かにし、さらに「第二、不況緊急対策の主要点について」では、「輸出増進対策」と「国内の実効需要確保対策」の二つについて、具体案を示して、その実施を迫つている。これはその段階における経済同友会の考え方の基本と対策案とを総合的にもり込んだものであり、従つてさきに示した「安定政策を正道に戻せ」の決議は、この「不況緊急対策」を母体として集約的に表現されたものと見てよからう。またさきの記念講演会における工藤代表幹事の講演内容もこの線にのるものであり、要するに経済同友会は、その正しいとする考え方をもつて、力強くまた根

五、全国組織への発展と機構充実

気よく機会をつかんでは、政府および関係方面の説得に努めていたわけなのである。

六、シャウプ税制に見解発表

ドッジ氏が昭和二十四年度の予算案編成を指導したあとを受けて、米国コロンビア大学のカール・S・シャウプ博士一行が、日本の税制を立て直すためにやつて來た。シャウプ博士は五月十日到着、まず来日の目的について、「日本に公正な税制を確立することをマッカーサー元帥に助言するために來た。それは日本国民全体のためであり、またドッジ氏の九原則に従うものである」と述べたが、十九日の記者会見では、次のように声明した。「税制使節団の勧告案は次のような目標を達成することを意図している。

- 一、経済九原則に示された政策に合致する経済安定の達成に資すること。
- 二、今後も数年間変更する必要のないような安定した税制を確立すること。
- 三、現行の税制に重要な不公平があれば、それを一掃すること。
- 四、地方の自治と責任とを強化する既定政策に対し財政的支援を与えること。
- 五、税務行政を改善し、徵稅法の厳格な実施を刺戟するためになされている努力を円滑化すること。」

そしてまた「インフレ阻止には十分な稅収入が必要であるとともに、稅の圧力は全生産力を減退させるほど過

重なものであつてはならない。課税に関する最も困難な問題の一つは、これら二つの目的を同時に達成するような制度をつくり出すことである」とも述べた。

使節団は約三ヵ月にわたり日本の税制全般について調査し、また各界の納税者の声をきいたのち、八月末その勧告文を完成し、概要を発表した。その根底に流れている狙いは次のようなものであつた。

- 一、日本経済の現段階においては、インフレの要因が去っていないから、税制を立案するに際しても、経済の安定を推進することを基本とした。
- 二、できるだけ安定した、かつ恒久性のある税制の確立に努めた。
- 三、中央および地方を通じて税制全般にわたり、税負担の公平合理化を図った。
- 四、地方自治の健全な発達を期するため、地方財政に必要な財源を確保した。
- 五、税務行政の公平適確化をはかるため行政の改善を行つた。
- 六、資本の蓄積、生産の復興に資するよう税制を改めた。

また具体的には、次のような改革が施された。——即ち所得税では最高税率が八五%から五五%に引下げられ、法人税では超過所得税が廃止された。またインフレによつて膨脹した価値を反映させるために資産再評価を行わせることとし、その評価益に六%の課税することとした。さらに地方税では事業税に代る附加価値税の創設が勧告された。これらの全文は九月十五日、総司令官から政府に伝達されるとともに発表されたのである。

六、シャウプ税制に見解発表

要するシャウプ税制は、ドッジ・ラインによる安定を前提として、むしろ企業および個人の自発的な蓄積を期待したのであつた。

経済同友会ではシャウプ使節団の来日を機に、経済政策審議会と經理委員会で税制改革につき検討して来たが、先ず六月十七日の幹事会で「我國民の税負担過重に関するわれわれの見解」を探査、次いでシャウプ税制改革そのものについては、十月二十一日の幹事会で經理委員会提案の「シャウプ税制勧告実施についての要望」を採択、いずれも発表した。後者の要望においては、「シャウプ税制勧告の基本構想の大体については一応の賛意を表するが、具体案そのものについては、短時日に日本の実情そのものを把握することが困難であつたためか、根本的に検討を加える必要がある」とし、先ず「固定資産再評価」の方法、再評価差額税の支払方法などについて意見を述べ、次いで「附加価値税」については「資本に食い込む財産税的性格のものであり、彈力性のないわが国では現実に即さない」という見地から特に注目し、その実施に強く反対している。即ち「附加価値税は世界における文字通りの新税であつて、その最初の試みが、終戦で疲弊している日本において実施されようとしている。従つてどうしても理論的にも技術的にも、担税力の点においてもいくたの疑問を藏している。しかもこのような新税を、中央に比し若しく徵稅機能の不備な地方で行うのは無理である」として、地方税制全般の再検討を要望したのである。

経済同友会の要望もさることながら、財界全般としても附加価値税は、ようやく立ち直りかけた産業に及ぼす影響が甚大であるとの理由から猛烈に反対され、政府の立案した二十五年度税制改革でも「附加価値税の実施は

一ヵ年延期する」こととなつたが、ついにその後も陽の目を見なくなつた。

七、全面的な民間貿易の再開

ドッジ安定政策の狙いは、日本經濟をアメリカの援助なくして自立させることにあり、そのために輸出優先主義を打ち出したのであつた。三月のドッジ声明にもこの点は、「国内的な消費財ないし生産財需要も、当面切実ではあるが、輸出優先主義の前では、国内的復興拡張は第二義的地位に落ちざるを得ない」と明確に指摘されている。そして四月二十五日、外国貿易を一段と正常化するとともに、また日本經濟の合理化に目安と刺戟を与えるために一ドル＝三百六十円の單一為替レートが設定されたのであつた。

当時このレートについて商工省は、「このレートのもとで二十四年度輸出計画六億ドルのうち七〇—七五%の輸出が可能であり、企業合理化が進めば八〇%まで伸びる。特に在來の価格比率（P R S）三百三十円で輸出していた綿製品は一層輸出がし易くなるであろう」と観測を発表した。しかし半面、自転車、金属食器、染料、アルミニウム、皮革製品、タイヤチューブ、陶磁器、生糸、車輛、造船などは、いずれもP R S四百二十円から五百五十円位を適用されていただけに、輸出は困難とみられていた。

また一般的にみてこのレートは多少円安に決められた（吉野俊彦氏によると、このレートは日銀の卸売物価指数を基礎に算出されたが、当時の計算では一ドル＝三百四十円ないし三百五十円であったのが、米国はじめ海外

諸国の物価下落を見越して三百六十円にしたといわれる）ようであるが、その後米国の不況による物価下落、九月十九日の英ポンド三割強切下げなど世界的要因のほか、補給金減免などに基く国内物価の当面の見通しなど、内外の悪条件によつて、輸出は思つたようには伸びず、特にポンド圏向けでは急激な輸出減退が起つて來た。そのため経済界の一部では円レート切下げの要望が強く叫ばれるにいたつた。当時経済同友会内部でもレート問題については両論が行われていた。即ち桜田武幹事は「わが国の經濟復興にはコントロールされたインフレが最適である、原価償却その他の必要上企業利潤をもつと増大せしめ競争力を強化する必要がある、特にポンド地域各國が切下げた以上わが国も切下げ必至である」とて、はつきりと円レート切下げを主張したのに対し、高見重義幹事は「レート設定後ににおけるコスト切下げの努力により七、八月ごろからは日本の物価はポンド圏各国に比して割安になつて來ていたから、ポンドの三割切下げの影響はさしてないと思う。また今後の貿易は輸出入の調整に重点をおいて進めて行かねばならぬが、もし円レートを切下げれば輸入原材料が高くなり、従つてこれを原料とする輸出品価格も高くなるから切下げの効果は表面だけであろう。それよりも合理化によるコスト低下によつてこの苦境を乗り切るべきだ」という現状維持論を主張していた。なお当時貿易委員会ではこの高見説の観点に立つて「ポンド切下げに對応して円レートを切下げる前に、内外を通ずる貿易全般の改善に手を打つのが先決である」としてその改善策を列挙した「ポンド切下げに對応する貿易振興策」（案）をまとめあげ、十月七日の幹事会に諮つたところ、一部に強い円レート切下げ論が出たため、ついにこの案は保留とされたといふべきであつた。それほどにこの問題をめぐる当時の論議は激しかつたのである。

しかしいずれにしても論出が伸び悩み、輸出滞貨が増大して来たことは事実であった。こうした段階にあって、総司令部の招きに応じて国際貿易顧問団（団長＝米陸軍次官室極東部商工課長オーモンド・フリール氏）が九月十九日、統いて十月一日には西独合同輸出入機関理事長ウイリアム・ローガン氏が来日し、ともに有力な勧告を総司部に対して行つたのである。

フリール顧問団は十月初旬、東京商工会議所を通じて財界との懇談を申込んで來たので、東商が世話役となり、東商、日本貿易会、経団連および同友会が手分けして、金融、貿易、機械産業、鉄鋼業、鉱業、雑貨業の各部門別の懇談会を行つた。同友会からは高見貿易委員長はじめ塩原、寺尾、水上、郷司の各幹事が、六日開かれた貿易懇談会に出席、貿易委員会でまとめた前記の「貿易条件改善に関する意見」を中心に次のような意見の交換を行つた。

（要望） フロア・プライス制（昭和二十二年八月、民間貿易再開と同時に一切の日本輸出品に対して適用された最低価格制で、その目的は輸出品価格を世界水準に維持することによつて外貨の損失を防ぐとともに、他面ダンピングを防止しようとするにあつた）は、国際価格の実勢にそい得ないから、廢止されたい。

（答） ダンピングを招くおそれがあるから賛成出来ない。

（要望） 貿易協定は次の点で改善されたい。

- 一、協定に貿易計画と支払協定を含ませること。
- 二、内容を速かに発展すること。

七、全面的な民間貿易の再開

三、協定の実施状況を四半期毎に発表すること。

四、協定期限を出来るだけ長くし、かつ改訂の際、有効期間内に事前取極めを行い、空白期間をつくらないこと。

五、商品別グループ内の振替を認めること。

六、協定品目の範囲をひろげ、必要に応じて現行必需物資以外のものも協定に組み入れること。

(答) 全面的に賛成である。

(要望) 関係国間における個人バーテー制を奨励して、業者の創意が發揮できるようにされたい。

(答) 一応考えられる方策だ。

(要望) ドイツと同様最恵国待遇を日本にも与えられたい。また邦人旅行者の長期滞在、邦商の駐外営業を認められたい。

められたい。

(答) この点については同情である。

(要望) 邦船の外航を許されたい。

(答) 賛成だが実現は困難であろう。

なお同友会ではこの会談のあと、特にフロア・プライス制廢止の問題について、塙原幹事を通じ改めてフリー
ル顧問団に申入れたのに対し、一行のうちショウ、スチュアート両氏から懇談の申込みがあつたので、永野代表

幹事、高見貿易委員長等が両氏と会見、「フロア・プライス制を廃止して業者が自主的に価格を決めるようにならぬか」および「中共貿易は、従来の関係からみても必要であるからぜひ認められたい」旨を強く要望した。これに対し先方からは明答はなかつたものの、含みのある見解が述べられた。経済同友会のこのような強い要望の甲斐あつて十月二十五日マッカーサー元帥は「十月二十六日から日本輸出品のフロア・プライス制を撤廃する」旨を声明した。生糸・絹織物のみは除外されていたが、これも二十五年一月一日から廃止された。これによつてポンド切下げ後不振であつた鉄鋼製品、人絹織物、自転車、セメントなどのポンド地域向け輸出は年末にかけてかなり増大傾向を示すにいたつた。

次いで十月二十八日、マッカーサー元帥は「日本からの輸出は本年十二月一日を期して建前を民間貿易におき、輸入もまた一月一日から民間業者の手を通じて運営される」と発表した。これはローガン氏やフリール顧問団の勧告に基くものであり、これによつていまでの制限付民間貿易は、全面的な自由貿易にきりかわることを約束されたわけである。これまで総司令部によつて一元的に管理されてきた外貨資金のうち商業勘定は十二月一日から日本政府に委ねられこととなつた。また十二月二十九日からは、同友会からもかねて要望を出していた待望のC.I.F.輸出が認められた。

ローガン氏は昭和二十三年以来西独が輸出手続の簡素化、自由競争原理の採用によつて貿易振興に成功をおさめたという経験をもつて、日本の貿易機構を改善するために来日したのであるが、十月一日から約一ヶ月、日本に滞在し、いわゆるローガン構想を勧告した。これは輸出取引における政府の統制を出来るだけ緩和し、自由

七、全面的な民間貿易の再開

な民間貿易の実現を図ろうとするものであるが、一面双務協定の拡張、輸入先行主義の採用によつて、貿易を振興しようとするものであつた。つまり輸入によつて海外の購買力を高め、それによつて輸出の増大を図ろうといふ輸入第一主義であつた。

またフリール氏の一一行は十一月中旬まで約二カ月滞在して、輸出入とも民間貿易の促進、複雑な貿易手続の簡素化、資本の逃避およびダンピングの防止、輸出価格の安定など、大体ローガン氏と同じ線にのる構想を勧告した。

ローガン構想による協定貿易促進の方針に従つて、十月三十一日には西独との間に三角決済による総額約二千万ドルの通商協定が調印され、続いて十一月二十二日には日英通商協定（昭和二十四年七月一日から二十五年六月末まで、総額一億四千三百万ポンド）が調印された。さらに二十五年に入つて一月にはパキスタン（二千四百五十一万ドル）、三月にはタイ（九千万ドル）、同じく三月にビルマ（四千九百万ドル）、四月にはスエーデン（千八百万ドル）、五月にはフィリッピン（五千万ドル）さらに六月には韓国（一億ドル）といふように、通商協定が調印されていつたのである。

なお昭和二十四年（一月—十二月）の貿易実績は輸出五億千百万ドル、輸入八億六千六百万ドルで、前年に比べて輸出は約九八%の増、輸入は二七%の増であつた。輸出品目ではやはり繊維が中心があつたが、金属・機械類も進出して総輸出の二割以上を占め、また民間貿易の範囲も拡大して輸出額の八割を占めた。相手国も米国を中心主義からやアシア中心への移行が見られて來ていた。しかしいずれにしても輸入の伸びが輸出の伸びに比し

て著しく少く、これは一応ドッジ・ラインによる輸出振興の線からは大いに効果があつたわけであるが、このような行き方では輸出入の縮小均衡がいずれ現われて来るであろうと警戒されていた。その矢先にローガン氏が来日して、輸入優先のローガン構想による貿易の拡大均衡方針が打ち出されたわけである。このローガン構想は昭和二十五年上期におけるわが貿易政策の中心をなしていた。従つて上半期を通じて輸入は好調で、一月は七千二百万ドル、四月は九千三百万ドルに達し、一方輸出は一月の不振から漸次回復して四月には六千百万ドルになつたものの、輸入の増加ぶりに比して著しく劣り、外貨資金に乏しいわが国における輸入先行主義はようやく行詰りに到達しつつあつた。

こうした事態の打開は朝鮮動乱の勃発を待たねばならなかつた。

八、安定恐慌の進展

ドッジ・ラインはインフレを収束することにおいては先ず成功をおさめた。昭和二十五年版の経済白書は、昭和二十四年度経済を概観してこういつている。

「速かなインフレの収束と共に、年間の生産の伸びは多少頭打ちの傾向を呈したとはいえ、なお前年比二五%の増加をみせ、輸出においては五六%の増大を示し、中小企業、農業等、日本経済において最も弱いと見られる部門も、雇用、労働等社会面においても、一応致命的な打撃を蒙ることなく経過するを得た。元来激しいインフ

八、安定恐慌の進展

レーションを収束するときには、経済各分野にわたつてその衝撃が波及することは当然であつて、昭和二十四年の当初においてはこの意味からあまりに急速なインフレの停止を危惧する声が存在したのであるが、この程度の経済的、社会的影響をもつて、久しきにわたつたインフレーションを収束し、かつ自由経済への移行をはじめ経済の正常化にかなりの成果を収めたことは安定計画の成功ということができるであろう。」

白書はまた安定政策による衝撃を緩和した要因として「財政の面からのデフレ要因の金融によるカバー、特に滞貨金融による生産低落の防止」をあげ、「もし金融が積極的でなかつたならば経済、社会面における影響はより深刻であつたであろう」としている。

白書も指摘しているように、ドッジ・ラインのデフレ性を緩和して、ディス・インフレ政策の線に止めることが出来たのは、日銀の信用政策であつた。その金融緩和政策がはじめられたのは、昭和二十四年六月日銀政策委員会が発足したころからである。即ち當時日銀はドッジ・ラインによつて財政が黒字になる範囲内において、貸出の増加や、日銀が市中金融機関手持の国債を買上げる（マーケット・オペレーション）などの方法で、吸上げ資金を民間に還元するという方針を決めた。日銀調査局編「日本金融年表」からそのとられた措置を拾つてみると次のようである。

五月二十六日 見返資金融資までの繋ぎとして行われる緊急設備資金融資に伴う日本銀行の貸出要領決定
六月一日 起債市場育成のため、銀行、信託銀行より復金債の買入措置を実施（八月まで三ヵ月間）

六月二日 緊要産業に対する資金供給を図るため、生命保険会社より買入額を特定して国債の買入措置

を実施

同 日 社債担保貸付に対する優遇措置実施

七月四日 高率適用手続改正（割引貿易手形を適用対象より除外）

七月十三日 高率適用手続改正（第二次高率適用利子歩合引下）

同 日 中小企業金融疎通を図るため、市街地信用組合および無尽会社より国債買入措置を実施

七月二十三日 緊要産業に対する資金供給の円滑化を図るため、信託銀行より国債買入措置を実施

八月十九日 緊要産業に対する設備資金供給の円滑化を図るため、銀行および生命保険会社より国債買入

措置を実施

十月 重要産業に対する株式払込を円滑ならしめるため、生命保険会社より国債買入措置を実施

十二月十二日 年末特別措置として国債買入措置を実施

(昭和二十五年)

一月二十四日 民間輸入方式の実施に伴い輸入手形決済資金および輸入諸掛資金に優遇措置実施

二月一日 高率適用手続改正（割引商業手形を適用対象より除外し、第一次および第二次高率適用利子

歩合を引下）

二月 金融緩和措置のため特別措置として銀行よりの無条件国債買入れを決定

八、安定恐慌の進展

- 三月一日 北海道拓殖銀行に對して中小企業金融関係別枠融資を実施
四月十三日 商品（倉庫証券）見返りの貸付制度実施を決定
四月 手形割引市場育成のため、短資業者に對し輸入貿易手形売買に伴う繋ぎ資金の貸出限度額設定

まさに相次ぐ金融緩和措置の連発であつた。その結果、財政による民間資金の引揚げ分はほとんどその額だけ日銀の窓口から民間に還流し、通貨の面ではデフレではなくして、インフレの上昇を抑えるに止まるところのデイス・インフレを具現したのである。これを数字でみると――昭和二十四年度中の純財政資金引揚超過が千三百三十六億円、これだけがマイナス要因であつた。これに対し国庫から資金が出た方の要因としては、見返資金の放出が四百九十三億円、預金部資金の放出が百九十八億円そこへ日銀貸出の増加が三百八十七億円、国債・復金債の買入超過が四百五十億円と、大体において財政の引揚超過を埋めてしまつた。その他の要因を調整して結局年度間に日銀券は十二億円減つただけであつた。

このように通貨面でのデイス・インフレは一応達成された。しかし過去において、昭和二十一年度中の日銀券増発九百六十九億円、二十二年中が千三十億円、二十三年中が九百三十億円と毎年累増して來たのが、急に増減なしの線になつたのであるから、経済界に対する影響は相当なものであつた。総司令部経済科学局の調べによる生産活動指数によると昭和二十四年度は前年より一九%だけ生産活動が増大し、日本銀行調べによる生産財実効物価指数によると、昭和二十三年（暦年）平均一四七・三から二十四年平均の二二五・〇へと、約一五%上昇し

てゐる。さらに労働省調べによる賃金指数によると（昭和二十五年一月＝100）昭和二十四年三月の七五・七に対し翌二十五年三月は八五・五と約一一%これまた上昇している。このように諸指標が依然として上昇しているにも拘らず、日銀券が年度中に増減がなかつたということは、金詰り即ち運転資金の不足がまびしく感せられるにいたつたのも当然である。従つて通貨面のみではディス・インフレであつても、経済の実際の動きからはデフレ的であつたともいえるわけである。しかも一たびデフレ傾向がはつきりするや、それまでの「つくれば売れる」という売手市場から、「つくつても売れない」「売れるものをつくらねばならぬ」という買手の市場に転換した。この切替りの時に、それまでの粗悪な品物の滞貨がどんどんまとることになった。輸出関係においても、世界経済のデフレ傾向から同じような現象がみられたのである。しかも金は詰る。そこで手形が乱発され、不渡は激増、そして信用力の薄い弱体企業の倒産という事態——いわゆる安定恐慌が現出したのであつた。日銀のオペレーションによつて市中銀行のふところに入つた通貨は、産業界に流れたが、それは滞貨融資としてこげつき、しかも増大する増加運転資金の需要を充分にみたすほどではなかつた。一方設備資金を貯うための増資とか起債によつて企業のふところに入つた資金の半分以上は銀行への返済に充当された。このように経済界をうるおすはずの通貨が、生産活動を円滑にするという本来の役割を果し得ず、従つてその回転がおそいだけに必要通貨量は一層増えるということになり金詰りは金詰りを呼ぶという現象をみた。このようにして有効需要が減退するにつれて、昭和二十五年に入つては生産は落ち、失業は増大するという本格的なデフレに進んでいった。即ち国民経済研究協会調べの鉱工業生産総合指数によると、昭和二十四年の平均においては前年平均より一五ポイント

八、安定恐慌の進展

ばかり上昇しているとはいゝ、年間を通じてほぼ横ばいの停滞傾向を示し、ピークである十二月の七九・五、六月の七七・三に比し、二十五年一月は七三・〇という頭打ちの形が現われるにいたつた。また総理府統計局の労働力調査による完全失業者数は、昭和二十三年平均の十九万人から二十四年平均は三十八万人となり、二十五年三月には四十六万人に達している。社会不安もようやく深刻になつて來たのである。しかも一方金融機関にあつても預金よりも貸出が超過し、また有力な預金支払準備である手持の有価証券は減少し、かたや日銀からの借入金は増大するという、いわゆるオーバー・ローン傾向を強め、ここにディス・インフレ政策の行詰りという困難な事態となつた。

九、恐慌回避に要望書を連発

安定政策によるデフレの深化、ポンド切下げによる輸出の不振により、国内では円レート切下げの声や、金融緩和の要望がいよいよ高まつてゐる最中に、ドッジ氏は昭和二十四年十月三十日羽田についた。ドッジ氏は来日早々、「ポンド切下げによつて、現在のところ対米レートを変更する意志はない」という九月二十日付総司令部発表の見解を支持する旨を述べ、さらに「経済安定計画の諸原則が一般によく守られていることを大いに心強く思う」とて、安定政策変更の意志のないことをほのめかした。

これより先、経済同友会では、ドッジ氏の再来日を前に、経済各般にわたる総合的な要望書を提出することを

決め、しかも全国組織としての立前から各地同友会の希望意見をもとりまとめて文案を検討していたが、十一月十八日の幹事会でこれを採択、関係筋へ提出した。この要望書は「ドッジ氏に対する要望事項」と題して

第一、ポンド切下げと円レートについて

第二、ドッジ政策について

第三、金融について

第四、金利について

第五、シャウプ勧告について

と五項目にわたっており、その段階における経済同友会の総合的な財政金融政策を「要望」の形でうち出したものであった。「要望」の骨子は次のようである。

一、現状のままで円レートを堅持し、そのシワを企業の合理化によつて吸収できるとは考えられない。円レート堅持のために、次の条件が充たされねばならぬ。

(1)邦商の海外旅行および駐在の自由化

(2)邦船の外航自由化

(3)輸出C I F・輸入F O B取引の自由化

(4)最恵国待遇の復活

(5)輸入の民間自由化

九、恐慌回避に要望書連発

右のような基本的措置のほか、応急措置として、輸出滞貨金融に対する特殊措置、輸出滞貨を国内に流すことを促進する措置をとること。

一、ドッジ政策はインフレの大浪を食いとめるためには優秀な成績を収めたが(1)世界経済事情の変転による輸出不振という基本的的前提条件の著変、(2)日本経済が急激な安定にたえるほどには強くないということに対する認識不足、(3)激的な安定措置に対する対応措置の不十分、(4)援助見返資金放出のおくれなどにみられるような運営面の不手際——などによつて、現状は滞貨の増大、生産減退、金詰りの深化、失業の増大などデフレによる経済体力の衰弱を進めている。

一、見返資金放出の不円滑、復金融資の元利回収など財政面からの金詰り要因を補うために、日銀貸出の増大となつたが、それでも拘らず市中金融は窮屈し、しかもこのように日銀にシワ寄せしたシコリを取除くことが金融疎通のための急務となつてゐる。また経済活動に比して通貨の供給量が少なすぎるこれが金詰りを一層激しくしており、しかも基幹産業ほど金詰りに悩んでゐる。

従つて自立に必要な設備資金の融通、滑貨融資を促進し、有効需要の喚起、金詰りの打開に努められたい。

一、金利の割高によつて産業の負担は過重になつてゐるが、一面一般的に金利引下げを強制することも、資金コストの過高などから困難な事情にあるので、過渡的な措置として、見返資金の運用に当つてはより低い目標金利で貸付けるとか、対外競争上とくに必要なものには特殊の統制的金利を適用するなどの措置をとられたい。

一、シャウプ税制の基本構想そのものに対するは多大の敬意を払うが、一面日本経済の実情認識に欠けることに基く欠陥があるから是正すべき点がある。即ち(1)経済が正常化するまでの過渡期においては、直接税中心主義を緩和する、(2)固定資産差額税の納期につき考慮を加える、(3)附加価値税、固定資産税の実施を少くとも一年間位延期して、その間に根本的にこれを再吟味する——などを要望したい。

ドッジ氏再来日の目的は、マッカーサー元帥の依頼によつて二十五年度予算の編成を検討することであつた。よつてドッジ氏は昭和二十五年一月から二十六年三月までの十五カ月予算を編成することになり、検討の結果、十一月十四日の閣議で、昭和二十四年度補正予算と、昭和二十五年度予算の大綱を決定、補正予算は十二月一日国会で成立、二十五年度予算は一月二十日国会に提出され、四月三日成立した。二十五年度予算の特色は、前年度予算の精神をそのまま受けつぎ、総合予算における均衡堅持を狙いとし、しかも一般会計においては歳出規模が前年度の八九%にあたり、十数年ぶりに緊縮予算となつた。総合予算において千七百六十三億円の黒字となり、これによつて国債償還を中心に戸三百七十三億円の債務償還が行われることとなつた。また補給金が大巾に削減され、前年度の約半額の九百億円に止まつた。——これらが二十五年度予算の特色であつたが、要するに安定計画の長期化が一層はつきりしたわけであり、それだけに産業界に対しても相變らず苦難の道を辿ることが約束されたわけであつた。

しかも第四四半期（昭和二十五年一月—三月）は財政の揚超期であり、九原則に基く徵稅の厳格化はすでに予

想されるところであつた。蜷川中小企業庁長官は中小企業実態調査の発表に当つて、二十四年十一月末「三月ごろは納税期などの関係から経済難が深刻となり倒産が相当出るだろう」と述べ、三月危機を強調した。こうした状態において経済同友会は二十五年一月十三日の幹事会で「金融緩和措置を一一三月に集中せよ」という要望書を決定、再び政府および関係方面に訴えた。

この「要望」は「一一三月に約一千百億円の財政資金の吸上げ超過に直面し、他方企業の弾力性はすでに限界点にまで悪化しているので、このままに放置すれば経済破局に陥る危険がある」という前提に立つて、次のような措置を一一三月に集中してとることを望んでいる。

一、一一三月の金融逼迫を克服するための最大の資金源である見返資金の運用について、(1)公私事業に対する直接投資を増大する、(2)見返資金への繰入額は直ちに普通銀行に対する指定預金として市中へ還元、活用する、(3)国債償還にふり向かられる部分の見返資金を臨時的に過剰株式の調整のため放出する、などの措置をとる。

一、約二百五十億円にのぼる預金部資金の遊資を産業資金に還元するため、金融債、社債の保有、市中預託として活用すること。

一、日銀の民間貸出を円滑にするため、高率適用の緩和、社債、株式担保貸出の実施と輸入資金について賃手なみの優遇措置を講すること。

一、復金残余資金で保証貸出業務を當ましめるとともに、一一三月分回収分の市銀を通じての再放出を認める

こと。

一、その他納税融資の復活、政府支払の促進、産業復興公團による一時的な滞貨肩代りなどの応急措置を講ずること。

このような要望にも拘らず金語り打開の措置はとられなかつた。池田蔵相はじめ政策当局はドッジ政策の忠実な信奉者であつた。そのドッジ氏は十二月四日帰国にあたつて次のようなことをその声明の中で指摘していた。「ところで私が強調したいことがある。それは誰もこれ以上インフレの危険がすべて過ぎ去つたと確実にはいえないということである。実質的なインフレの要素はまだ潜在している。インフレは阻止された。しかしインフレは大衆の犠牲においてインフレから利を上げることを知つた人々の間に常に広い根を張り、しつようになンフレ継続のために圓うであろう。これらインフレ利得者は公私にわたる財政改革を阻止しようとして政府にたえず圧力を加え、また金融状態がより正常化されることに強力かつ声を大にして反対する。」

銀行家であるドッジ氏はその本来的な性格として産業の実態的な維持よりは、経済の貨幣的な安定をより強く願つたのであつた。それはまた富裕国においてこそ無修正に支持されるべき財政金融觀であつて、日本のように、ひとたび基幹産業が崩壊すれば経済全般の破局を招くといった國柄にとつては余りにもオーソドックス的な考え方であつた。同友会が、ドッジ政策そのものに敬意を払いつつも、その運営面において猛烈に反発したの

は、こうした日本経済の本質に対する外來の政策当事者の認識不足を衝きたかつたからでもあつたのだ。しかも一方では池田蔵相は国会において「経済は安定した、現状をデフレと呼ぶのは、ためにするものの議論にほかなりぬ」とか「中小企業の一部倒産はやむを得ない」などと、経済界の声には耳を傾けなかつたのである。

しかし経済の実態はいよいよ行詰りの様相を濃くし、政府としてもいつまでも事態を放置しておくことに自信を失つて来たのである。池田蔵相は四月二十五日羽田発渡米し米国政府およびドッジ氏との間に政策転換の打診を行つた。その時、経済同友会は「日本経済の現状と金融財政政策について」と題する意見書を、日本経済界の見解を明かにする参考資料として、池田蔵相に託した。これは同友会が何回となく要望し発表した考え方を一文にまとめたものであった。池田蔵相は滞米約一ヶ月で五月二十四日帰国したが、ドッジ政策は変更されないと明かになつた。当時はやり言葉でいえば「みやげは何もなかつた」のである。「ドッジ・ライン堅持」の結論が出るや、すでに金融緩和政策の行詰りを痛感していた日銀は五月、総司令部の示唆に基いて、金融政策の転換を行つた。転換といつても経済界の定説となつていた緩める方への転換ではなくして、引締めの方への転換であつた。それは(1)商業手形再割基準を強化、優遇手形は厳選する、(2)工業手形を再割適格から除外してスタンプ手形として取扱う、(3)融資斡旋は必要やむを得ないものののみに限る、(4)無条件国債買上げオペレーションを停止するなど、それまでとられて来た緩和措置をほとんど停止しようとするものであつた。

この金融政策転換に接した経済同友会は、六月二日急ぎ対策を検討した結果「信用政策転換の是正を要望」という意見書を決定、日銀政策委ならびに関係方面に提出した。この要望は日銀の信用政策の転換に対し、正面

から勇敢に反対を表明したものであつて、その論拠は端的にいえば「財政資金運用の非を是正せずして金融面で措置するのは本末を誤つてゐる」というにある。

「要望」は先ず「日銀今次の信用政策転換は、わが経済の復興自立を阻害するところ少くない。しかもこれは金融のあるべき根本態度からしても、また金融技術の面から言つても承服し難い」として、次のような是正を望んでいる。

一、一定額の発券高、一定額の日銀の民間貸出残高、日銀よりの一定額の市銀借入残高を基準として、日銀の貸出を機械的に窮屈に制限しようとする傾向を排し、より伸縮性のある基準のもとで、資金用途の性質や健全性を睨んで貸出を吟味し、通貨を調整するという彈力性ある方法を堅持されたい。

一、日銀および市銀の業務内容が変態的となつたのは、財政資金の運用が適切でなくその市場還流が円滑に行われないことによるのであつて、その原因を除くことなく、独り日銀の金融業務のみでその正常復帰を望むことは本末転倒である。

一、日銀の信用収縮政策への転換は、金融界および事業界の混乱を招くことがないよう、必要な予告期間をもつて漸次行つてゆくようにすべきである。

一、融資斡旋や工業手形優遇の特別措置はこれを必要とする特殊事情があつてなされたのであり、その事情は依然として存在している。

「要望」は次に「理由」として、信用収縮政策の産業に与える影響、および政策の是正を必要とする理由を詳細

に説明している。

經濟同友会はこのように強い要望をもつて日銀の政策に反発したのであつたが、それから約三週間ののち、昭和二十五年六月二十五日朝鮮動乱が勃発し、事態は一変したのであつた。

十、大塚万丈幹事を喪う

經濟同友会発足以来、その育成發展に文字通り全力を傾けてきた大塚万丈幹事は、昭和二十五年三月八日ついに永眠した。

葬儀は三月十五日正午から青山斎場で神式により、日本特殊鋼管の社葬をもつて営まれた。生前とくにゆかりのあつた日本製鉄株式会社社長三鬼隆氏が葬儀委員長に、同友会代表幹事工藤昭四郎が副委員長になつた。会葬者約三千名にのぼり、故人の遺徳がしのばれた。

工藤代表幹事からは次のような弔辞が捧げられた。

弔　　辭

君過ぐる三月二日胆肝炎手術のあと、その経過の良好なるを聞き、速かなる全快を期待していた矢先、三月八日突如計報に接して、事の意外に驚き、しばらくはほとんどそれを信することが出来なかつた程である。
憶えは、君は大正九年東京大学法学部を卒えて、財界に活躍せられること三十餘年、その間、該博な知識と

豊富な経験と進歩的思想とをもつて、日本財界の第一線に立つて有力な指導者として、偉大なる足跡を印せられたのである。

特に戦後、焦土と化した荒廃の中に立上り、日本經濟の再建と民主化を推進するため、同志とともに經濟同友会の設立に参画し、昭和二十一年四月三十日これが発足に多大の貢献をせられ、翌二十二年には本会の代表幹事となり、本会今日の發展の礎石をつくられた功績については、常にわれわれが感銘しておるところである。

君はまた資性高潔にして温容の中に長者の威をそなえ、一度口を開けば理路整然、談論風発よく人を納得魅了し、その風格識見は全会員敬愛の的であつた。

惟うに、現下わが国の内外多事にして複雑を極め、いまだ前途の見透しも困難のとき、命なりとはいえ、いまこの時君を喪つたことは、独り經濟同友会の損失のみでなく、邦家のためにも一大損失であり、まことに痛惜の極みである。

しかしながら、われわれ同志は君の遺業を継続して、日本經濟再建のため邁進することを靈前に誓うものである。君またもつて瞑すべきである。

ここに經濟同友会会員を代表し、謹んで謫辭をのべ弔意を表する次第である。

昭和二十五年三月十日

經濟同友会

代表 工藤 昭四郎

十、大塚万丈幹事を喪う

亡き大塚万丈の人となり、足跡は、この弔辞の中に、実に適確に表現されている。「該博な知識」「進歩的な思想」と言い、「資性高潔」「長者の風格」と言い、「理路整然」「談論風発」と言う、いずれもその言葉がそのまま当てはまつているといえる。まさに経済同友会の精神をそのまま表現したようなのが、大塚万丈という人間であった。

経済同友会会報の三月二十五日号は、故人の死を悼む特集号となつてゐる。葬儀の模様のほか、日本特殊鋼管専務杉原斐夫、日鉄企業整備部副長田坂輝敬、理研食糧工業専務伊藤友猪の各氏ら、故人生前の事業関係で親しい人々のほか、同友会関係では、諸井貫一、堀田庄三、永野重雄、東海林武雄、今里広記、郷司浩平、それに「一事務局員」氏も、追悼の文を寄せているが、これらいくつかの文章の中にも故人の面影がありありと浮んでゐる。

先ず郷司浩平はこういふ。

「大塚氏の死は涙を誘う死ではない、大切なものを落したように惜しまれる死である、私だけでない。『あと十年生かしておきたかった』というのが、同友会同人の共通の感慨であると思う」——と。

同友会における大塚万丈は、『修正資本主義の大塚万丈』であつた。即ち郷司はいふ。

「同友会創立初期のころ、大塚氏は經營研究委員会の長として、有志とともにいわゆる修正資本主義の經營学的な研究をした。この当時の彼の勉強ぶりは大変なものであつた。研究成果は一書として刊行され財界、論壇にセンセーションをまき起した。」

そして同書のコピイは故人の遺骸とともに納棺されたのであつた。ところが世評はどうであつたか。

「この研究はしかし、論壇では高く評価されたが、財界ではどちらかといえば反対というよりも白眼視されたといつてもよからう。修正資本主義は、労働攻勢に押されて自信を失つたサラリーマン経営者の悲鳴である、との酷評すら出たほどである。——だが大塚氏を識るものは、この議論が決して迎合や一夜漬のつけ刃ではなく、彼の三十年の財界人生活から生まれた信念であることを信じている」（郷司）

その信念とは何か。

「階級闘争を乗り越えた労使の世界、これは大塚氏の畢生の夢であつた。終戦直後の荒れに荒れた労使の抗争の最中に、私は数時間にわたつて彼の夢を聴いたことがある。彼の修正資本主義は、もとより試案の域を出ないでであろう。だが彼の信念はただ一人孤堅を守る境涯にあつても、いさきかもたじろがなかつたに違いない。大塚氏の孤独感はこの辺から来ているものではあるまい。いわば予言者の孤独である。世に容れらざる理想を抱いて、一人頑固に雪の山を登つて行く大塚氏の姿が、ほうふつとして瞼に浮ぶのである」（郷司）

この『孤独』は、ある時代には経済同友会そのものの『孤独』ではなかつたか。——戦後混沌の中に『民主化』のぼりを掲げて発足した当時の同友会は、やがて客観状勢の変化によつて、財界のある層からは一種『財界における左翼グループ』的のものとして、いわば異端視されたこと也有つた。やがて組織としての同友会 자체はある種の『脱皮』によつて、大きく客観状勢に棹さしていつたのであるが、当時の同友会意識を自身の信念と合致するものとして固く抱きつづけた大塚万丈その人は、郷司も指摘するように「唯一人孤堅を守つた」のであつ

た。とはいがもの故人の信念であり、同友会発足の精神であつた「階級闘争を乗り越えた労使の世界」実現への努力は、時代の変遷によつて形あるいは濃淡のちがいこそあれ、経済同友会固有の考え方としてつねに会のどこかに底流して來てることを見逃すことは出来ない。

大塚万丈は、当然のことながら、同友会を愛した。「彼が会の代表幹事をしていた時代の如きは、恐らく会社にいる時間よりも、同友会にいる時間の方が多かつたのではないか」（郷司）——それだけに同友会からも愛された。「一事務局員」氏はこう書いている。

「荒廃化した日本経済建直しの先駆者として、東奔西走しておられた大塚さんは、ほとんど毎日といつてよいほど、必らず昼食になると、エレベーターも動いていない工業俱楽部ビルの四階まで上つてきて、事務局で弁当箱を開かれたものであつた。事務局員の差出す番茶をおいしそうにすりながら、談笑のうちに、事務局員の中味と同じような粗末な食事をとられたのである。今日なおその姿は目に浮ぶけれど、それはすでに大塚万丈の名が売り出されていた頃であつたのにも拘らず、大塚さんはいささかも高ぶるところなく、おごるところなく、みなと一しょに、当時の苦しい生活を乗りこえるため、ややもすれば虚無的になり易い若い人々を、励まされたのであつた。——同友会が大きくなるのと歩調を合わせて、大塚さんは財界の中心人物として、ますます有名になる一方であつた。それとともに忙しさはいよいよ加わってきた。でも忙しい中の一ときをさて、事務局に立ち寄ることは変らなかつた。大塚さんに親しみ、大塚さんを慕うのはむべなるかなだ。

大塚さんの生きた姿は、再び事務局に現われないのである。でも、事務局員一同のまぶたからは、事務局を心

から可愛がられた大塚さんの姿は消えないであろう。」

飾り気のないこの短い「思い出」の中に、大塚万丈の温い人間性の半面が描き出されている。——大塚万丈は孤独ではなかつた。彼は「一人頑固に雪の山を登つて行つた」けれども、その後姿は、明日を担う名もなき若い人々の、温い声援のまなざしによつて見送られていたのであつた。そしていつまでも見失われることがなかつたのである。

十一、「多数講和」の早期実現を要望

米国の対日単独講和体制促進は、昭和二十四年の暮ごろからいよいよ積極的になつて來た。同年十一月一日国務省は対日講和条約を起草中である旨を発表、十二月四日には国務省北東アジア局長は、日本占領政策は第三段階に入り、日本は講和条約を受入れる用意がある旨を声明した。明けて昭和二十五年四月六日国務省顧問に就任したダレス氏は「対日講和促進を積極的に考慮する」と言明した。

こうした米国の単独講和促進への動きが活発化するにつれて、日本の国内でも「単独講和か、全面講和か」の論議がようやく高まつて來た。四月二十六日国会の野党外交対策協議会が「平和・永世中立・全面講和」を主張する共同声明を發表したのに対して、米国政府は翌二十七日「基地設立反対は理想論に過ぎない」と反駁、単独講

和に対する決定的な意志表示を行つた。——二十四年秋中国革命が成功して新中国が誕生、極東における共産主義の勢力が飛躍的に増大したのに対応して、米国は日本を極東における防衛の第一線にしようとの方針を固め、その線にそつて沖縄の強化、日本の軍事基地化を具体化するため、米国軍部の極東往来が頻繁であつたが、前記の野党共同声明はこうした米国の方針に反対したものであつた。

このような複雑な状勢に經濟同友会は四月十三日丸の内日本工業俱楽部で、第四回通常総会を開いた。この総会における中心議題は「講和會議に対する要望」であり、酒井喜四幹事の提案理由説明ののち採択、連合国最高司令官、対日理事會議長、衆參両院議長、総理大臣など関係方面に要望書を手交した。

〔要望〕の骨子は次の通りである。

一、出来るだけ多数の国による平和条約の締結によつて、世界各国との平和関係の速かなる回復を懇請する。
一、經濟非軍事化の範囲を、直接戦争に役立つ兵器産業に限り、その他の産業に関しては制限を設けないと。

一、賠償はすでに撤去せる施設にこれを止め、賠償指定を解除し、かつ新なる賠償を課さないこと。

一、邦人の在外私有財産は、日本から分離さるべき地域におけるものも含め、國際法の原則に基いて公正に処理すべきこと。

一、一般通商航海については、無条件最惠国待遇および内国民待遇を与えられるべきこと。
一、海運の保有総トン数、個々の船舶トン数、船型、速度その他の制限を設けないこと。

一、郵便、商業その他の平和的目的を有する航空事業を認めるべきこと。

一、公海における漁業については各國と均等なる機会を与えるべきこと。

一、国際連合およびその専門機関その他の国際組織への加盟を支持されたきこと。

一、右の外日本が民主的平和國家として自立をするために障害となるような一切の制約を設けないこと。

この要望を決議するとともに、昭和二十五年度の活動および運用方針が決定された。活動方針は次のようであるが、講和条約締結を前に經濟自立体制の整備に強い決意を持つてゐることがうかがわれる。

一、世界経済社会への復帰態勢は、わが国企業が国際水準の上に立つ自立採算の強化を促すにあり、これがためには科学的經營の確立、企業の実力培養を急務とする。この目標のもとに企業の実態をつかむとともに、經營内部の諸問題を深く掘り下げ、その向上改善に資すべく、相互に啓発しあう。

一、わが企業經營は長期にわたる經濟統制の結果、民間企業としての性格と機能が損われてゐるから、この弊を改め經濟界本来の姿をとりもどすとともに經營の近代化を確立するために必要な研究、調査を行い、その積極的普及に乗り出す。

一、国際政局の緊迫下、ならびに対日講和會議接近の状勢下において、日本經濟の自主性回復とその平和的發展を期し、広く財界の世論喚起に努める。

一、日本經濟早期自立化のための諸条件を研究し推進する。

十一、「多数講和」の早期実現を要望

一、資本の再蓄積をどうして実現すべきかを経営の実際の立場から研究し、その具体化を期する。

この活動方針の中心をなすものは、さきに指摘したように、講和体制下における經濟自立の達成に寄与しようとする点にあるが、さらに企業經營そのものの近代化ないしは充実に特別の関心を抱いていることも、この年にはじめて出て来た特色ある方針である。これは米国の經營者団体であるAMAとの提携によつて、その行き方から学ぶところがあつたものというべく、さらにこの行き方が、やがて「生産性向上」運動に発展してゆく原動力となつたのだとみてよかるう。

この総会において總司令部公正取引実施部長ウェルシュ氏は「經濟団体の今日の任務」と題して講演を行つたが、その中で同氏は、「事業經營の科学的管理についての教育的計画を持つべきである」と強調したのは、同友会の活動方針における一つの中心と照應するものであり、注目すべきである。

なお代表幹事として浅尾新甫、工藤昭四郎の両幹事が選ばれた。

五月十九日、二十五年度第一回幹事会が開かれ、次の役員を決定した。

財務委員リ秋葉武定、今里広記、小林中、東海林武雄

部会長リ（金融）堀田庄三、（労働）水野成夫、（經營）安藤清太郎、（通商）高見重義、（生産）酒井喜四、（技術）加藤威夫、（經濟政策審議会）永野重雄、（時事研究会）松本幹一郎、（食糧研究会）正田英三郎、（海運研究会）一井保造

涉外委員＝塩原禎三、山田忠義

常任幹事＝郷司浩平

選舉管理委員＝井上薫、大岡富太郎、熊田克郎、首藤清、新田義実

なお運営委員会は、代表幹事、前、元幹事、部会長（安藤、酒井、高見、水野各幹事）財務委員、涉外委員、会計幹事代表（竹内幹事）、特に代表幹事が必要と認めた幹事（川北、桜田各幹事）、常任幹事で構成することにした。また常任幹事制はこの幹事会で新設されたものであり、代表幹事を常時補佐し代表幹事事故あるときは、幹事会および運営委員会の議長を代行することになっている。

講和会議に対する同友会の要望は四月二十三日のニューヨーク・タイムズによつて報道された。同紙は「非公式とはいへ日本産業において最も有力なる金融、生産、商業各部門の経営者一千余名を会員とする同会の意見は、日本人の思想に重大な影響を与えるものとみられ、また吉田内閣にもこの意見は受け入れられるであろう」との前提から、要望の概略を述べている。経済団体の決議が外国一流紙に報ぜられたのははじめてのことであり、これはひとえに平素の涉外活動のもたらしたものといえよう。

また提携団体であるAMAからは、同友会が送つた要望に対する回答として、「平和なくして経営者のみならず、如何なる機能といえども永続するものではない。そのため日本国民が平和的経済に心を傾け、建設的な前進を要望されたことを喜ぶ」旨の書簡が、会長ローレンス・アブリー氏から工藤代表幹事宛もたらされた。

六月二十一日ダレス国務省顧問は極東視察の途中、日本に立寄つたが、同友会は総会決議である講和会議に対

一、「多數講和」の早期実現を要望

する要望とともに招待状を届けたところ、六月二十三日ダレス顧問から工藤代表幹事宛「経済同友会の意見書を拝読、これを高く評価する」との書面が届けられ、また二十八日付、シーボルト公使から「多忙のため同友会の招待に応じられなかつたことは残念である」とのダレス氏からの伝言が寄せられた。経済同友会はこうして立派な民間外交の役割を果しつつあつたのである。

